

東松山税務署からのお知らせ

「所得税及び復興特別所得税」、個人事業者の「消費税及び地方消費税」の申告期限・納付期限が4月16日まで延長されたことに伴い、振替納税を利用されている方の振替日が変更されました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、期限内に申告することが困難な方については、個別に申請することにより、申告期限の延長の取扱いをすることとなりました。

所得税及び復興特別所得税：5月15日（金） **消費税及び地方消費税**：5月19日（火）

◎新たに振替納税をご利用される方、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった方またはご利用の金融機関を変更される方は、納税の期限までに管轄税務署に「預貯金口座振替依頼書」をご提出ください。

◎残高不足などの理由により、預貯金口座から引落しできない場合、4月16日が納付期限のため、その翌日から延滞税がかかります。

問合せ 東松山税務署 ☎ 22-0990

国民年金からのお知らせ

国民年金の手続は「届出主義」をとっています。人生の節目に必要な届出を忘れていると、将来受け取れるはずの年金が減額されたり、受け取れなくなることもありますのでご注意ください。手続の際には、**基礎年金番号**または**個人番号**が確認できるものをご持参ください。

就職したとき 国民年金加入中の方が就職し、厚生年金や共済組合に加入したときは、新しい勤務先で手続をします。

退職したとき 退職等により、厚生年金や共済組合から抜けたときは、国民年金第1号被保険者への加入手続が必要です。また、扶養している配偶者（20歳以上60歳未満の方）がいるときには、配偶者の第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続も必要です。

扶養に入ったとき 結婚、所得の減少、配偶者の就職等により、第2号被保険者の配偶者の扶養に入ったときは、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続が必要です。

※配偶者が国民年金第1号被保険者のときは、第3号被保険者には該当しません。

扶養からはずれたとき 離婚、所得の増加等により、第3号被保険者だった方が扶養から外れたときには、第1号被保険者への変更手続が必要です。

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎ 146

はかりの定期検査を実施します！

取引や証明などに使用されるはかりは、計量法により2年に1度の定期検査を受けることが義務付けられています。次の日程で定期検査を行いますので、必ず受けましょう。

日時 6月10日（水）・11日（木）午前10時～正午、午後1時～午後3時（両日とも）

場所 小川町役場 北側入り口

対象となるはかり

- 商店や工場などで取引に使うはかり ○薬局などで薬剤調合用に使うはかり
 - 荷物運送業などで荷物の料金を決めるために使うはかり ○野菜等を販売するために使うはかり
 - 学校や病院などで健康診断書の作成のために使うはかり
- ※前回（平成30年度）の定期検査を受けた方には、「計量器定期検査通知書」が郵送されます。

問合せ にぎわい創出課 商工労政担当 ☎ 231、232

--	--

第72回小川町七夕まつり中止のお知らせ

3月27日に開催した臨時の小川町七夕まつり実行委員会において、第72回小川町七夕まつりの開催を中止することに決定しました。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、多くの方が密集する機会が多い小川町七夕まつりでは、町民の皆さんや来場者の安全の確保が困難であるため、止む無く中止の判断となりました。恒例行事として毎年七夕まつりを楽しみにされている皆様には、多大なご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

問合せ 小川町七夕まつり実行委員会事務局 にぎわい創出課 地域振興グループ ☎ 234、235

軽自動車税（種別割）の減免制度

障害のある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）の減免制度（税額全額を免除します）があります。**毎年「減免申請」の手続が必要です。**

減免できる車両		
所有者・納税義務者	運転者	使用目的
障害者本人	障害者本人 または 障害者と同一生計の方	障害者の通院・通学・通所等
障害者と同一生計の方		
障害者のみで構成される世帯の方	障害者を常時介護する方	

手続に必要なもの 身体障害者等の手帳、印鑑（納税義務者のもの、認印可）、**運転免許証**（運転者のもの）、**軽自動車税（種別割）納税通知書**（口座振替利用の方も）、**マイナンバーカード**または**マイナンバー通知カード**（納税義務者のもの）

※減免申請の受付は、納付期限日までです。期限を過ぎると申請は受付できませんので、ご注意ください。

※減免は、障害のある方1人につき、普通自動車（県税）と軽自動車等（町税）のどちらか1台限りです。

※全ての障害及び級数が対象となるわけではありません。詳細はお問合せください。

軽自動車税（種別割）の納付期限は6月1日（月）です。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎ 131～133

令和2年度 所得証明書等の発行開始日

町・県民税の納税方法により開始日が異なりますのでご注意ください。

※勤務先から給与支払報告書が提出されていない、町・県民税申告書が提出されていない等、令和元年中の収入等の確認ができない場合は、証明書を発行できないことがあります。

申請に必要なもの

○窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・保険証等）

○手数料（1通200円）

○委任状（申請者が、本人または同一世帯の親族以外の場合には必要になります。町HPから様式を取得できます）。

確定申告書の提出期限延長に伴う町・県民税への影響について

確定申告期限が延長されたことに伴い、申告の内容が令和2年度の町民税・県民税納税通知書及び証明書発行日に間に合わない場合があります。この場合には通知書送付後に改めて税額変更の通知書を送付します。申告内容を確認でき次第、証明書に反映しますのでご理解をお願いします。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎ 131～133

6月1日（月）は固定資産税（都市計画税）第1期・軽自動車税の納付期限です

口座振替も同日が振替日です。納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。口座振替は、通帳、通帳届出印、納税（決定）通知書を持って、口座のある金融機関へお申込みください。取扱い金融機関は納付書裏面に記載されています。町外の金融機関の場合は、口座振替依頼書が必要になりますので、お問合せください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税における猶予制度があります。詳しくは町HPをご覧ください。

問合せ 税務課 納税担当・管理担当 ☎ 125、126